

平成26年度全国労働衛生週間実施要綱

1. 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第65回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

我が国における業務上疾病の被災者は長期的には減少してきたものの近年は横ばいとなっており、昨年は7,310人と前年から約6%減少した。一方、一般定期健康診断の結果何らかの所見を有する労働者の割合が平成25年は53.0%と職場での健康リスクは依然として存在していることから、労働者の健康確保の観点から、健康診断の実施を徹底し、健診結果に基づく保健指導や事後措置を適切に実施していくことが重要となっている。

我が国の自殺者は平成25年は前年から減少して引き続き3万人を下回ったが、約2,300人が勤務問題を原因・動機の一つとしていること、メンタルヘルス上の理由により休業又は退職する労働者がいること、精神障害等による労災認定件数が平成25年も前年に引き続き400人を超えていること等から、職場におけるメンタルヘルス対策の取組みは依然として重要な課題となっている。

さらに一昨年には、印刷事業場において化学物質を使用していた労働者に、高い頻度で胆管がんが発生していた事案が判明した。このような化学物質による健康障害等の防止のため、印刷事業場に限らず、化学物質を取り扱うすべての事業場において、安全データシート（SDS）等を通じて入手した危険有害性等の情報に基づくリスクアセスメントやばく露防止対策の実施等、職場における自律的な化学物質管理の徹底が改めて課題となっている。

こうした状況に対応するため、改正労働安全衛生法が平成26年6月25日に公布されたところ、その主な内容は、①事業者は、一定の危険性・有害性を有する化学物質のリスクアセスメントを実施すること（平成28年6月までに施行予定）、②事業者は、労働者に対しストレスチェックを実施すること（労働者数50人以上の事業場は義務、50人未満は努力義務）、また、その結果、一定の要件に該当する労働者の申出に応じて医師による面接指導を実施すること（平成27年12月までに施行予定）、③事業者は、事業者及び事業場の実情に応じ適切な受動喫煙防止措置を講じるよう努めること（平成27年6月までに施行予定）等となっている。

また、平成25年度から、平成29年度までの5か年を計画期間とする第12次労働災害防止計画が実施されており、重点とする健康確保・職業性疾病対策として、メンタルヘルス対策、過重労働対策、化学物質による健康障害防止対策、腰痛・熱中症予防対策、受動喫煙防止対策を掲げ、具体的な数値目標を設定しているところであり、それらの対策の目標の達成をはじめとしたさらなる健康確保対策等の推進に向けて、事業者等が労働者の健康障害の防止、健康診断の結果に基づく措置の実施の促進等に着実に取り組み、健康を確保する必要がある。

このような観点から、今年度は、「みんなで進める職場の改善 心とからだの健康管理」をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

2. スローガン

「みんなで進める職場の改善 心とからだの健康管理」

3. 期間

10月1日から10月7日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間とする。

4. 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

5. 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

平成25年6月18日付け基発0618第1号にて改訂した新しい腰痛予防対策指針に係る以下の対策を推進すること。

(ア) 介護・看護作業における腰部に負担の少ない介助法の普及の推進

(イ) 腰痛予防に関する労働衛生教育の実施

(ウ) 作業標準の策定

(エ) 社会福祉施設及び医療保健業向けの腰痛予防講習会の活用

サ 熱中症予防対策の徹底

(ア) 暑さ指数（WBGT値：湿球黒球温度）の活用、自覚症状の有無に関わらない水分・塩分の摂取、熱中症を考慮した労働衛生管理・労働衛生教育等の取組みの推進

(イ) 夏季の電力需給対策を受けた事務所・作業場の室内温度の設定を踏まえた熱中症予防対策の推進

シ 電離放射線障害防止対策の徹底

ス 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底

セ 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底

ソ VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインによるVDT作業における労働衛生管理対策の推進

タ 化学物質の管理の推進

(ア) SDS及びラベルによる化学物質等の危険有害性等に関する情報の提供及び活用

(イ) 化学物質による危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置の実施等を始めとする自律的管理の推進

(ウ) 作業主任者の選任、人体に及ぼす影響・取扱い上の注意事項等の掲示、漏えい・発散防止等適切な管理の推進

(エ) 化学物質によるばく露防止のための保護具の着用等の徹底

(オ) 建設業、製造業における有機溶剤中毒の防止

(カ) 建設業、製造業等における一酸化炭素中毒の防止

(キ) ダイオキシン類による健康障害防止のための対策要綱に基づくダイオキシン類ばく露防止措置の実施

(ク) ナノマテリアルに対するばく露防止対策の徹底

(ケ) 有機溶剤等化学物質を使用する事業場におけるばく露防止対策の徹底

チ 石綿障害予防対策の徹底

(ア) 建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底

(イ) 吹き付け石綿又は石綿含有断熱材等の損傷等による石綿ばく露防止対策の徹底

(ウ) 石綿製品の全面禁止の徹底

(エ) 離職後の健康管理の推進

ツ 酸素欠乏症等の防止対策の推進

(ア) 酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底

(イ) 換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底

テ 心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施のための体制の整備・充実

ト 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進

ナ 職場におけるウイルス性肝炎に関する理解と取組みの促進

ニ 職場におけるエイズ問題に関する理解と取組みの促進

ヌ 職場における風しん対策ガイドラインに基づく取組みの促進

ネ 東日本大震災に伴う復旧工事における労働衛生対策の推進

(ア) 建築物等の解体作業、がれき処理作業や津波で打ち上げられた船舶の解体における石綿ばく露防止対策、粉じんばく露防止対策、破傷風等感染防止対策等の徹底

(イ) 東電福島第一原発における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底

(ウ) 平成24年8月10日付け基発0810第1号に基づく東電福島第一原発における事故の教訓を踏まえた対応の徹底

6. 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

7. 実施者

各事業場

8. 主唱者、協賛者の実施事項

- (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) 改正労働安全衛生法を周知する。
- (6) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

9. 協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼すること。

10. 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

なお、震災の影響で事業活動を縮小している事業場等においては、実施事項を絞る、震災により特に影響を受けた事項に重点を置いて点検をするなど自社の状況に応じた取組とすること。また、準備期間中においては夏季の電力需給対策を踏まえて取り組むこと。

(1) 全国労働衛生週間に実施する事項

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

(2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行い、労働衛生水準の向上を図る。

- ア 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進
 - (ア) 事業者によるメンタルヘルスカを積極的に推進する旨の表明
 - (イ) 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
 - (ウ) 4つのメンタルヘルスカ（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）の推進に関する教育研修・情報提供
 - (エ) 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
 - (オ) 自殺予防週間（9月10日～9月16日）等をとらえた職場における自殺対策への積極的な取組の実施
- イ 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
 - (ア) 時間外・休日労働の削減及び年次有給休暇の取得促進及び労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
 - (イ) 健康管理体制の整備、健康診断の実施等
 - (ウ) 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等の実施
 - (エ) 小規模事業場における面接指導実施に当たっての産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
- ウ 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立を始めた労働衛

生管理活動の活性化

- (ア) 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
- (イ) 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実とその職務の明確化及び連携の強化
- (ウ) 衛生委員会の開催とその活動の活性化
- (エ) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
- (オ) 現場管理者の職務権限の確立
- (カ) 労働衛生管理に関する規程の点検、整備・充実

エ 作業環境管理の推進

- (ア) 有機溶剤等の有害なガス、蒸気、粉じん、騒音等の有害要因に労働者がさらされる屋内外の作業場及び酸素欠乏危険場所における作業環境測定の実施とその結果の周知並びにその結果に基づく作業環境の改善
- (イ) 局所排気装置、除じん装置、排ガス処理装置、排液処理装置、遮へい設備等の適正な設置及び稼働並びに検査及び点検の実施の徹底
- (ウ) 粉じん等健康障害のおそれのある物質を取り扱う作業場所の清掃及び清潔の保持の徹底
- (エ) 換気、採光、照明等の状態の点検及び改善

オ 作業管理の推進

- (ア) 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進
- (イ) 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
- (ウ) 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底

カ 健康管理の推進

労働者の健康確保の推進のため、健康診断及び事後措置の実施の徹底を図る必要があることから、労働衛生週間準備期間である9月を「職場の健康診断実施強化月間」として位置づけ、以下について重点的に取り組む。

- (ア) 健康診断の実施、有所見者の健康保持に関する医師からの意見聴取及び健康診断実施後の措置の徹底
- (イ) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- (ウ) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
- (エ) 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

キ 労働衛生教育の推進

- (ア) 雇入時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底
- (イ) 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施

ク 職場における受動喫煙防止対策の推進

- (ア) 職場の全面禁煙又は有効な喫煙室の設置による空間分煙等の受動喫煙防止対策の推進
- (イ) 受動喫煙の健康への有害性に関する理解を図るための教育の実施
- (ウ) 職場の受動喫煙防止対策に関する支援制度（労働衛生コンサルタント等の専門家による技術的な相談支援、たばこ煙の濃度等の測定機器の貸与、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の活用

ケ 粉じん障害防止対策の徹底

- (ア) 第8次粉じん障害防止総合対策に基づく粉じん障害防止総合対策推進強化月間としての次の事項を重点とした取組の推進
 - a. アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業に係る粉じん障害防止対策
 - b. 金属等の研磨作業等に係る粉じん障害防止対策
 - c. ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
 - d. 離職後の健康管理
- (イ) 改正粉じん障害防止規則に基づく取組の推進

コ 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進

5

法第88条第1項の届出を廃止します
 ■施行日 平成26年12月までに施行される予定（今後政令で規定）

○規模の大きい工場等*で建設物、機械等の設置、移転等を行う場合の事前届出が廃止されます。

*届出が義務付けられていたのは、製造業（一部除外）、電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業であって、電気使用設備の定格容量の合計が300キロワット以上の事業場。

現行	見直し後
機械等の事前届出規制 ①規模の大きい工場等で生産ライン等を新設・変更する場合は事前届出 ②危険な機械等を設置・移転等する場合は事前届出 ③大規模建設工事は事前届出 ④一定規模以上の建設工事は事前届出	機械等の事前届出規制 ②危険な機械等を設置・移転等する場合は事前届出 ③大規模建設工事は事前届出 ④一定規模以上の建設工事は事前届出 ①規模の大きい工場等で生産ライン等を新設・変更する場合は事前届出 廃止

維持

6

電動ファン付き呼吸用保護具が型式検定、譲渡制限の対象となります
 ■施行日 平成26年12月までに施行される予定（今後政令で規定）

7

外国に立地する機関も検査・検定機関として登録ができるようになります
 ■施行日 平成27年6月までに施行される予定（今後政令で規定）

○ボイラーなど、特に危険な機械等の検査・検定を行う機関について、日本国内に事務所のない機関も登録できるようになります。

○登録を受けた外国立地機関の検査・検定を受けた機械等は、日本国内で改めて検査・検定を受ける必要はありません*。

*労働基準監督署が実施する落成検査は引き続き受ける必要あり。

機械等の検査・検定の仕組み

登録を受けた外国立地機関も検査可能に

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

厚生労働省のホームページもご覧ください。
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anken/an-eihou/

労働安全衛生法が改正されます

～平成26年中から平成28年6月までの間に順次施行～

化学物質による健康被害が問題となった胆管がん事案の発生や、精神障害を原因とする労災認定件数の増加など、最近の社会情勢の変化や労働災害の動向に即応し、労働者の安全と健康の確保対策を一層充実するため、「労働安全衛生法の一部を改正する法律」（平成26年法律第82号）が平成26年6月25日に公布されました。
 改正項目は7項目あり、項目ごとに施行時期が異なりますので、ご留意下さい。

1

化学物質についてリスクアセスメントの実施が義務となります
 ■施行日 平成28年6月までに施行される予定（今後政令で規定）

- 一定の危険性・有害性が確認されている化学物質*¹による危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）の実施*²が事業者の義務となります。
 - *¹ 労働安全衛生法第57条の2及び同法施行令第18条の2に基づき、安全データシート(SDS)の交付義務対象である640物質。
 - *² リスクアセスメントの実施時期については、新規に化学物質を採用する際や作業手順を変更する時など、従来の労働安全衛生法第28条の2に基づくリスクアセスメントの実施時期を基本に、今後省令で定める予定。
- 事業者には、リスクアセスメントの結果に基づき、労働安全衛生法令の措置を講じる義務*³があるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するために必要な措置を講じることが努力義務*⁴となります。
 - *³ リスクアセスメントの結果に基づく措置は、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則や特定化学物質障害予防規則等の特別規則に規定がある場合は、当該規定に基づく措置を講じることが必要。
 - *⁴ 法令に規定がない場合は、結果を踏まえた事業者の判断により、必要な措置を講じることが努力義務。
- 上記の化学物質を製造し、又は取り扱う全ての事業者が対象です。
 - * リスクアセスメントの具体的な実施時期、実施方法等は、今後省令、指針で定める予定。

化学物質のリスクアセスメントには、実施支援ツール「化学物質リスク簡易評価法」（コントロール・バンディング）をご活用ください！

- 「コントロール・バンディング」は、以下のウェブサイトから無料で利用できます。
http://anzeninfo.mhlw.go.jp/ras/user/anzen/kag/ras_start.html
- 使用されている化学物質の安全データシート（SDS）をお手元にご用意いただければ、化学物質に詳しくない方でも、簡単にリスクアセスメントが実施できます。

2

ストレスチェックの実施等が義務となります

■施行日 平成27年12月までに施行される予定（今後政令で規定）

- 常時使用する労働者に対して、**医師、保健師等※¹**による心理的な負担の程度を把握するための**検査（ストレスチェック）※²**を実施することが事業者の義務となります。（労働者数50人未満の事業場は当分の間努力義務）

※¹ ストレスチェックの実施者は、今後省令で定める予定で、医師、保健師のほか、一定の研修を受けた看護師、精神保健福祉士を含める予定。

※² 検査項目は、「職業性ストレス簡易調査票」（57項目による検査）を参考とし、今後標準的な項目を示す予定。検査の頻度は、今後省令で定める予定で、1年ごとに1回とすることを想定。

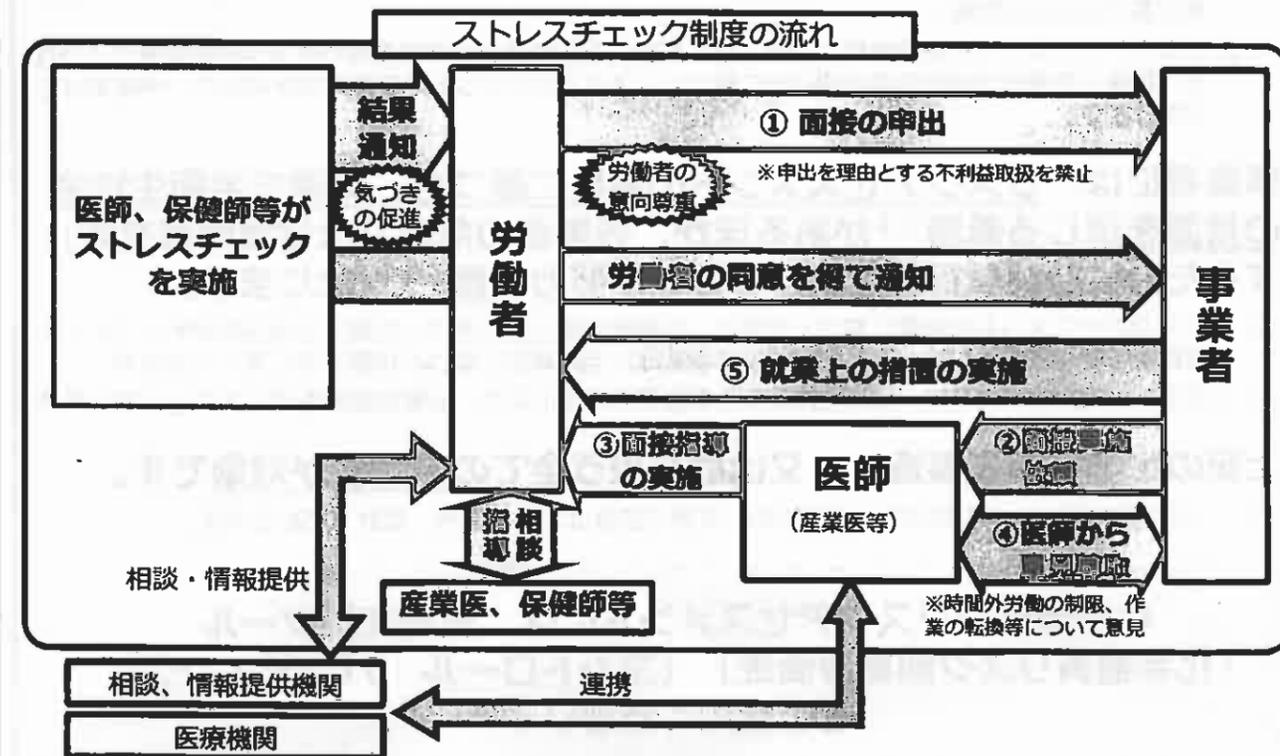
- 検査結果は、検査を実施した医師、保健師等から直接本人に通知され、**本人の同意なく事業者**に提供することは禁止されます。

- 検査の結果、**一定の要件※³**に該当する労働者から申出があった場合、**医師による面接指導を実施することが事業者の義務となります。**また、**申出を理由とする不利益な取扱い**は禁止されます。

※³ 要件は、今後省令で定める予定で、高ストレスと判定された者などを含める予定。

- 面接指導の結果に基づき、**医師の意見を聴き、必要に応じ就業上の措置※⁴**を講じることが事業者の義務となります。

※⁴ 就業上の措置とは、労働者の実情を考慮し、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を行うこと。



産業保健総合支援センター（全国47か所）をご活用ください！

- 事業者、産業保健スタッフ等のみなさんからの相談対応や研修、50人未満の事業場の労働者の方からのメンタルヘルスを含む健康相談など、産業保健活動の支援を行っています。
<http://www.rofuku.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>

3

受動喫煙防止措置が努力義務となります

■施行日 平成27年6月までに施行される予定（今後政令で規定）

- 室内又はこれに準ずる環境下で労働者の受動喫煙を防止するため、**事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置※**を講じることが事業者の努力義務となります。

※ 事業者及び事業場の実情に応じた適切な措置の例として、全面禁煙、喫煙室の設置による空間分煙、たばこ煙を十分低減できる換気扇の設置などがある。

受動喫煙防止対策助成金をご活用ください！

- 中小企業事業主が喫煙室を設置する場合、費用の1/2の助成（上限200万円）を受けられます。詳しくは、以下のホームページをご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/jigyousya/kitsuenboushi/>

4

重大な労働災害を繰り返す企業に対し、大臣が指示、勧告、公表を行う制度が導入されます

■施行日 平成27年6月までに施行される予定（今後政令で規定）

- 重大な労働災害※¹**を繰り返す企業※²に対して、厚生労働大臣が「**特別安全衛生改善計画**」の作成を指示できるようになります。

※¹ 今後省令で定める予定で、例えば、死亡災害、障害等級第1級～第7級に相当する労働災害を想定。
※² 今後省令等で定める予定で、例えば、法令に違反し、3年間に同一企業の複数の事業場で同様の災害が発生した場合などを想定。

- 計画の作成指示に従わない場合、計画を守っていない場合などに、厚生労働大臣が必要な措置をとるべきことを勧告し、勧告に従わない場合はその旨を公表できるようになります。

